

意見書案第4号

川崎社会保険病院の民間譲渡手続の中止を求める意見書案の提出について

上記の意見書案を別紙のとおり、川崎市議会会議規則第13条の規定により提出いたします。

平成24年3月12日

川崎市議会議長 大島 明 様

提出者	川崎市議会議員	竹間 幸一
	〃	市古 映美
	〃	佐野 仁昭
	〃	宮原 春夫
	〃	石田 和子
	〃	斉藤 隆司
	〃	石川 建二
	〃	井口 真美
	〃	勝又 光江
	〃	大庭 裕子
	〃	猪股 美恵

川崎社会保険病院の民間譲渡手続の中止を求める意見書

川崎社会保険病院は、昭和23年の開設以来、肺結核、公害喘息、肝疾患、糖尿病、循環器疾患など地域の疾病構造の変化に対応して医療を提供するとともに、在宅医療や救急医療などの医療ニーズに応え、また、末期がん患者の緩和ケアにも尽力してきた。

また、平成21年11月に発表された同病院の将来構想検討委員会の報告書に基づき、公的病院として存続するために川崎市、同病院及び地域住民が一体となって取り組み、本市議会においても、2度にわたり同病院の存続と機能の充実を求める意見書を可決している。

一方、国においては、独立行政法人年金・健康保険福祉施設整理機構（RFO）を設置し、全国の社会保険病院の整理合理化を議論してきたが、昨年6月、RFOを地域医療機能推進機構へ3年以内に改組して社会保険病院が存続できるよう関係法が改正されている。

しかしながら、同年12月末に突然、厚生労働大臣によって、川崎社会保険病院が民間への譲渡対象施設として選定された。

こうした一方的な民間譲渡は、緩和ケア病床の中断を始め、在宅医療や救急医療の分野で医療継続を図れない事態を招くようなものであり、また、利用している患者を始めとする地域住民に医療中断に対する不安を生じさせている。

よって、国におかれては、患者の命を最優先に考え、地域医療を守る立場から、次の事項について速やかに実施されるよう強く要望するものである。

- 1 川崎社会保険病院の民間譲渡手続を中止し、譲渡対象施設から外すこと。
- 2 法改正に基づき、RFOを地域医療機能推進機構へ速やかに改組し、社会保険病院が存続できる環境を整えること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

年 月 日

議会議長名

衆議院議長

参議院議長

内閣総理大臣 宛て

総務大臣

厚生労働大臣